

上場株式等の配当等または上場株式等の譲渡所得を 確定申告される方へ

上場株式等の配当等（※1。大口株主等を除く）については、所得税同様、市民税県民税においても申告不要制度または総合課税、申告分離課税を選択することができます。（※2）また、上場株式等の譲渡所得についても申告不要制度または申告分離課税の選択ができます（※3）。

上場株式等の配当等、または上場株式等の譲渡所得を確定申告し、市民税県民税について所得税と異なる課税方式を選択する場合（例えば、上場株式等の配当所得を所得税は総合課税、市民税県民税においては申告不要制度を選択）は、市民税県民税の納税通知書が送達される時までに確定申告書の提出とは別に市民税県民税申告書を提出する必要があります。

市民税県民税において申告不要制度を選択した当該所得は、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの保険料の算定対象にはなりません。

※1 「上場株式等の配当等」とは、上場株式等の利子、配当、収益の分配等をいいます。

※2 利子所得は、申告不要制度または申告分離課税の選択になります。

※3 源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡に限ります。

市民税県民税申告にあたってのお願い

市民税県民税申告の際は、確定申告書の控や特定口座年間取引報告書、支払調書、株式等に係る譲渡所得等の計算明細書など確定申告に添付する書類（写しで可）をお持ちください。

お問い合わせ先：前橋市役所市民税課 個人市民税係（電話 027-898-6203）

各保険料に関するお問い合わせ先

国民健康保険料について	国民健康保険課 賦課係（電話 027-898-6250）
後期高齢者医療保険料について	国民健康保険課 医療給付係（電話 027-898-5955）
介護保険料について	介護保険課（電話 027-898-6158）